

令和 8 年度

入 学 者 選 抜

募 集 要 項



沖縄県立向陽高等学校

〒901-0511 沖縄県島尻郡八重瀬町字港川 1 5 0 番地

電話 (098) 998-9324

FAX (098) 998-9326

URL <http://www.koyo-h.open.ed.jp>

1 方針

沖縄県立向陽高等学校（以下「本校」という。）入学者の選抜は、令和8年度沖縄県立高等学校全日制・定時制課程入学者選抜実施要項（沖縄県教育委員会）の方針に基づいて実施する。

2 特色選抜

（1）出願資格

中学校又はこれに準ずる学校、義務教育学校の後期課程又は中等教育学校の前期課程（以下、「中学校等」という。）を募集年度の3月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）見込みの者のうち、次のア及びイに該当するもの

ア 沖縄県内の中学校等に籍をおく者

イ 本校が定める「求める生徒像」及び「選抜において重視する観点」を理解し、本校の特色選抜出願要件等を満たす者

*「求める生徒像」及び「選抜において重視する観点」は本校HP入試情報に掲載。

（2）募集学科及び特色

全ての学科（国際文科、理数科、普通科）

国際文科	ア 国内及びグローバル社会で活躍できる人材の育成を目指すため、英語コース及び中国語コースを設置し、エッセイライティング・ディベートディスカッション・中国語ⅠⅡⅢ等の特色ある科目を学習して、外国語による実践的コミュニケーション能力の育成を図る。 イ Society5.0 で実現する社会に対応するため、情報及び情報手段を主体的に選択し活用できる情報活用能力の育成を目指す。 ウ 国公立大学、私立大学の文科系学部への進学対策を推進すると同時に、海外及び外国語系上級学校進学への情報提供をする。
理数科	ア 数学及び自然科学における基本的な概念、原理、法則等について系統的に学習するとともに「SSリテラシー」「SS課題探究」等の特色ある科目を通して問題解決能力や科学的思考力等を育成する。 イ Society5.0 で実現する社会に対応するため、情報及び情報手段を主体的に選択し活用できる情報活用能力の育成を目指す。 ウ 国公立大学及び私立大学の医・歯・薬学科、理工系学部への進学対策を推進する。
普通科	ア 多様化した生徒の特性・進路等に応じた教育を目指すとともに生徒一人一人の個性の伸長と自立を図る。そのために個々の生徒の進路にあった多岐にわたる選択科目を設置する。 イ Society5.0 で実現する社会に対応するため、情報及び情報手段を主体的に選択し活用できる情報活用能力の育成を目指す。 ウ 国公立大学及び私立大学文系学部及び理工系学部への進学対策を推進する。

（3）出願の要件 ア、イの要件をともに満たしている者とする

ア 次の要件を満たしている者

調査書に記載があり、校内外の活動を問わず、次に掲げる諸活動分野のどれか1つの分野について、1つの実績を証明できる者。1つの実績とは、1つの大会や1つの資格、1つの活動における実績とする。

当該活動の実績については、証明する資料（賞状や認定証など）の写しを Web 出願時に添付すること。証明する資料は A4 版片面 1 枚とし、複数の資料をまとめて作成してはならない。ただし、団体競技などが証明する資料に志願者氏名の記載がない場合は、2 枚目に登録メンバーであることを証明する資料（A4 版片面 1 枚）を添付すること。

【諸活動分野】

文化活動、スポーツ活動、社会・ボランティア活動、資格取得等の活動

*ただし、出願要件は満たしているが、添付資料（実績等）がない場合は、Web 出願時、添付資料（実績等）なし証明書（向陽独自様式）を本校 HP よりダウンロードして、印刷、記入、写真もしくはスキャン等をし、添付し出願すること。

イ 出願する学科の以下の要件を満たしている者

国際文科：英語の評定平均が 4.0 以上あり、かつ全体の評定平均が 4.0 以上あること。

理 数 科：数学及び理科の評定平均がそれぞれ 4.0 以上あり、かつ全体の評定平均が 4.0 以上あること。

普 通 科：全体の評定平均が 4.0 以上あること。

***ただし、ここでいう評定平均は、四捨五入を行わないものを指す。また、実技科目に対する補正係数 1.5 を乗じないものを指す。**

***特色選抜合否判定基準（別紙）にある特別活動等の実績は、出願の要件ではない。また、特別活動等の実績があれば、調査書に記載すること。特別活動等ランク表（目安）において、1 項目（生徒会・部活動等、諸活動等）の最高ランクのものを加算対象とする。**

（４）募集人員

学 科	学級数	募集定員	特色選抜募集人員	通 学 区 域
国際文科	2	80 名	45%以内（36 名以内）	県全域
理 数 科	2	80 名	45%以内（36 名以内）	
普 通 科	2	80 名	25%以内（20 名以内）	①島尻学区（豊見城市、糸満市、南城市、八重瀬町、与那原町、南風原町） ②通学区域外に関しては、特色選抜募集人員の 10%（2 名）以内

※ 「沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則」（平成 16 年沖縄県教育委員会規則第 7 号。以下「通学区域に関する規則」という。）の別表第 2 に掲げる地域は、全学科に希望することができる。

※ 普通科の通学区域外志願者については、「通学区域に関する規則」第 3 条の 2 の規程によるものとする。

（５）出願期間

中学校等からの出願期間は、令和 8 年 2 月 2 日（月）から 2 月 3 日（火）の午後 2 時までとする。原則郵送での一括提出とする（期間内必着）。ただし、特別の事情があつて遅れることが予想される場合は、本校校長にその旨連絡すること。

（６）出願区域

志願者は、「通学区域に関する規則」により本校、1 学科に出願することができる。

（７）出願手続

*下記様式は「沖縄県教育委員会ホームページ」に掲載されます。

ア 志願者は、次の書類に入学考査料を添えて中学校等の校長に提出しなければならない。ただし、特色選抜のみの出願は認めない。また、志願者は、沖縄県立学校入学者選抜 Web 出願システム（以下、「Web 出願システム」という。）において、志願に必要な情報（以下、「志願情報」という。）を 1 月 20 日（火）から 1 月 30 日（金）正午までに登録すること。

(ア) 特色選抜入学志願書（特色第 1 号様式）（「Web 出願システム」が利用できず、志願情報を登録できない者に限る。）

(イ) 写真票（特色第 3 号様式）

出願の日前 6 か月以内に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。上半身、脱帽、縦 4.5 c m × 横 3.5 c m 程度のものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入する。

(ウ) 確約及び証明書（第 5 号様式）

ただし、「通学区域に関する規則」別表第 2 の地域及び久米島、宮古島、石垣島から出願する者。

***沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則 別表第 2（第 2 条関係）**

伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町（水納中学校区域のみ）、うるま市（津堅中学校区域のみ）、南城市（久高中学校区域のみ）、南大東村、北大東村、座間味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、多良間村、竹富町、与那国町

- (エ) 入学考査料等減免申請書（第10号様式）
 特色選抜に係る入学考査料については、沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第11号）に定める入学考査料等減免申請書を提出したときは、免除するものとする。
- (オ) 住民票謄本等（マイナンバー掲載なし、本人・保護者等の氏名・続柄記載あり。必要事項の記載があれば、住民票抄本・住民票記載事項証明書でも可）。ただし、普通科に出願する者のうち、沖縄本島、古宇利島、瀬底島、平安座島、宮城島、伊計島及び浜比嘉島に在住する者（住民票謄本等は、出願の日前3か月以内に発行されたものとする）が提出する。
- (カ) その他 志願者によっては、「学区外高等学校入学志願書（別記様式）及び添付書類」や「自己申告書（第13号様式）」、「学力検査等に際しての配慮事項（参考様式1・2）」等の提出もできる。
- イ 中学校等の校長は、志願者に係る次の書類に入学考査料を添えて本校校長に出願期間内に一括して提出するものとする。
- (ア) 特色選抜入学志願書（特色第1号様式）（前記アの(ア)で提出のあった者に限る。）
- (イ) 特色選抜志願者名簿（特色第2号様式）（「Web出願システム」が利用できず、志願情報を登録できない者のみ記載する。）ただし、「Web出願システム」で志願情報を登録した者については、「Web出願システム」から出力される名簿を添えて提出するものとする。
- (ウ) 写真票（特色第3号様式）
- (エ) 調査書（第4号様式）ただし、「⑤出欠の記録」の3年の欄は令和7年12月28日現在で記入する。
- (オ) 確約及び証明書（第5号様式）（前記アの(ウ)で提出のあった者に限る。）
- (カ) 入学考査料等減免申請書（第10号様式）（前記アの(エ)で提出のあった者に限る。）
- (キ) 住民票謄本等（前記アの(オ)で提出のあった者に限る。）
- (ク) その他資料（前記アの(カ)で提出のあった者に限る。）
- ※上記の書類は志願する学科別にまとめ提出すること。

(8) 選抜の方法

ア 選抜項目として定めた学力検査等の成績、調査書（第4号様式）、面接の結果等を基にして選抜を行う。ただし、学力検査等の成績については、一般選抜の学力検査（各教科配点60点）のうち、思考力等を問う記述式問題以外の得点（各教科配点50点）を成績として取扱うものとする。

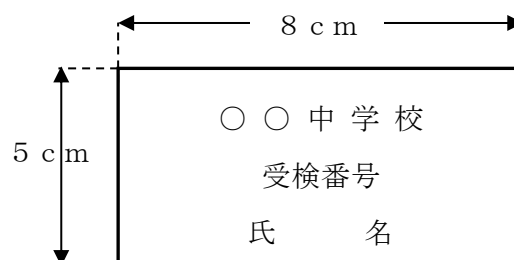
イ 面接等の実施

日 時 令和8年2月20日（金）午後1時30分集合（本校体育館）

場 所 本校内

面 接 全志願者に実施
 午後2時30分開始（予定）

注意事項 受検期間中は、右記名札を左胸につけること



(9) 合格発表

令和8年3月17日（火）午前9時に本校において発表（掲示）し、出身中学校長を通して本人に通知する。また、本校ホームページにおいても合格者の受検番号を掲載する。

※当日、合格者は制服・体育着の採寸を行う（離島・北部、県外の受検生は、合格者オリエンテーションでの採寸が可能）。

なお、中学校においては、合格者について次の書類を3月27日（金）までに郵送にて提出すること。何かあれば問い合わせすること。

(ア) 中学校生徒指導要録の抄本又は写し。

(イ) 生徒健康診断票及び歯の検査票。

(ウ) キャリアパスポート（小6—6、中3—5）。

(10) 合格者者オリエンテーション

令和8年3月27日（金）本校体育館にて午後1時～2時頃に実施予定。合格者は必ず保護者同伴で参加すること。

3 一般選抜

(1) 出願資格

- ア 中学校等を募集年度の3月に卒業見込みの者
- イ 中学校等を卒業した者（以下「過年度卒業者」という。）
- ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する者

(2) 募集学科及び特色

P1記載の「2 特色選抜（2）募集学科及び特色」に同じ。

(3) 募集定員・・・240名（特色選抜合格者を含む）

学 科	学級数	募集定員	一般選抜募集定員	通 学 区 域
国際文科	2	80 名	募集定員から特色選抜合格者を除いた人数	県全域
理 数 科	2	80 名	募集定員から特色選抜合格者を除いた人数	
普 通 科	2	80 名	募集定員から特色選抜合格者を除いた人数	①島尻学区（豊見城市、糸満市、南城市、八重瀬町、与那原町、南風原町） ②通学区域外に関しては、特色選抜合格者を含めて、募集定員の10%（8名）以内

(4) 出願期間

中学校からの出願期間は、令和8年2月2日（月）から2月3日（火）の午後2時までとする。原則郵送での一括提出とする（期間内必着）。ただし、特別の事情があつて遅れることが予想される場合は、本校校長にその旨連絡すること。

(5) 出願区域

志願者は、「通学区域に関する規則」により本校、1学科に出願することができる。ただし、本校における他の学科に第二志望を出願することができる。

(6) 出願手続 *下記様式は「沖縄県教育委員会ホームページ」に掲載されます。

- ア 志願者は、次の書類に入学考査料を添えて中学校等の校長に提出しなければならない。
- また、志願者は、「Web出願システム」において、志願情報を1月20日（火）から1月30日（金）正午までに登録する。

(ア) 入学志願書（第1号様式）（「Web出願システム」が利用できず、志願情報を登録できない者に限る。）

(イ) 写真票（第3号様式）

出願の日前6ヶ月以内に撮影したものとし、カラー、白黒いずれも可とする。上半身、脱帽、縦4.5cm×横3.5cm程度のものとし、裏面に氏名及び生年月日を記入する。

(ウ) 確約及び証明書（第5号様式）

ただし、通学区域に関する規則別表第2の地域及び久米島、宮古島、石垣島から出願する者。

* 沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則 別表第2（第2条関係）

伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町（水納中学校区域のみ）、うるま市（津堅中学校区域のみ）、南城市（久高中学校区域のみ）、南大東村、北大東村、座間味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、多良間村、竹富町、与那国町

(エ) 入学考査料等減免申請書（第10号様式）

連携型中高一貫教育に係る入学者選抜に出願した者は、沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第11号）に定める入学考査料等減免申請書を提出したときは、免除するものとする。

(オ) 住民票謄本等（マイナンバー掲載なし、本人・保護者等の氏名・続柄記載あり。必要事項の記載があれば、住民票抄本・住民票記載事項証明書でも可）。ただし、**普通科に出願する者**のうち、沖縄本島、古宇利島、瀬底島、平安座島、宮城島、伊計島及び浜比嘉島に在住する者、ま

た、志願者が県外の中学校等の出身者で、保護者が県内に在住する者（住民票謄本等は、出願の日前3か月以内に発行されたものとする）が提出する。

※第二志望で普通科を志願する場合も必要。

(カ) 健康診断書（第12号様式）

ただし、過年度卒業者のみとし、募集年度の1月以降に発行されたものとする。

(キ) その他 志願者によっては、「学区外高等学校入学志願書（別記様式）及び添付書類」や「自己申告書（第13号様式）」、「学力検査等に際しての配慮事項（参考様式1・2）」等の提出もできる。

イ 出身中学校等の校長は、志願者に係る次の書類に入学考査料を添えて本校校長に出願期間内に一括して提出するものとする。ただし、入学考査料については、連携型中高一貫教育に係る入学者選抜に出願している者を除く。

(ア) 入学志願書（第1号様式）（前記アの(ア)で提出のあった者に限る。）

(イ) 入学志願者名簿（第2号様式）（「Web 出願システム」が利用できず、志願情報を登録できない者のみ記載する。）ただし、「Web 出願システム」で志願情報を登録した者については、「Web 出願システム」から出力される名簿を添えて提出するものとする。

(ウ) 写真票（第3号様式）

(エ) 調査書（第4号様式）ただし、「⑤出欠の記録」の3年の欄は令和7年12月28日現在で記入する。

(オ) 確約及び証明書（第5号様式）（前記アの(ウ)で提出のあった者に限る。）

(カ) 入学考査料減免申請書（第10号様式）（前記アの(エ)で提出のあった者に限る。）

(キ) 住民票謄本等（前記アの(オ)で提出のあった者に限る。）

(ク) 健康診断書（第12号様式）（前記アの(カ)で提出のあった者に限る。）

(ケ) その他資料（前記アの(キ)で提出のあった者に限る。）

※上記の書類は志願する学科別にまとめ提出すること。

ウ 学校教育法施行規則第95条各号のいずれかに該当する志願者は、次の書類に入学考査料を添えて本校校長に提出しなければならない。

(ア) 入学志願書（第1号様式）

(イ) 本校校長が必要と認める書類

エ **志願者が県外の中学校等の出身者で保護者が県外に居住している場合、次の手続きによる。**

(ア) 保護者が志願者と共に沖縄県内に居住するときは、県外からの入学志願のための許可願（第15号様式）を募集年度の1月20日（その日が土曜日及び日曜日に当たる場合は、その日の直前の土曜日及び日曜日でない日）までに沖縄県教育長に提出し、許可を受けなければならない。

(イ) 保護者が志願者と共に沖縄県内に居住しないときは、前記(ア)の許可願と共に県外からの入学志願のための許可願に関する身元引受書（誓約書）及び身元引受人の住民票（出願の日前3か月以内に発行されたもの）を提出しなければならない。

(ウ) 前記(ア)の許可願、入学志願書（第1号様式）、調査書（第4号様式）及び本校校長が必要と認める書類に入学考査料を添えて本校校長に提出しなければならない。

(7) 志願変更及び手続

ア 志願変更

(ア) 入学志願締切りの結果、一般選抜志願者数が募集定員を超えた学科に出願した者のうちで、出身中学校等の校長及び志願先高等学校長が適当と認めた者は、志願した高等学校、課程、学科又はコースの変更（以下「志願変更」という。）を行うことができる。

(イ) 本校における学科の変更も、志願変更手続に準じて行うものとする。ただし、**第二志望の変更については、志願状況に関わらず、取消や追加も含めて志願変更ができる。**

(ウ) 志願変更の可能な人員は、一般選抜志願者数が募集定員を下回らない範囲内とする。

(エ) 志願変更希望者が、志願変更可能な人員を上回る場合は、公正な抽選によって志願変更を認めることができる。

イ 志願変更の日程

(ア) 各高等学校、課程、学科、コースごとの志願者数及び志願倍率については、県教育庁県立学校教育課において令和8年2月3日（火）に発表し、入学志願変更後受付状況については令和8年2月17日（火）に発表する。

(イ) 志願変更申出期間

令和8年2月6日（金） 午前9時～午後4時

令和8年2月9日（月） 午前9時～午後2時 の2日間とする。

(ウ) 志願変更抽選（志願変更可能な人数を上回る場合に行う。）

令和8年2月12日（木）午後3時 集合場所：事務室前（本校1階）

抽選は原則、中学校職員立ち会いのもと、志願者本人（もしくは委任を受けた中学校職員）で行う（ただし、離島などの場合については委任状により本校担当で抽選を行う）。

※抽選となる場合は、令和8年2月10日（火）に中学校等の校長へ電話連絡もしくはFAXを行う。

(エ) 入学志願書取り下げ及び再出願期間

令和8年2月16日（月） 午前9時～午後4時

令和8年2月17日（火） 午前9時～午後2時 の2日間とする。

また、出身中学校等の校長は、入学願書取り下げ及び再出願後、「Web出願システム」における志願情報の更新を行うものとする。

ウ 志願変更する者は、志願変更願（第6号様式）に必要な事項を記入し、出身中学校等の校長に提出すること。

エ 出身中学校等の校長は、前記ウの願い出が適当であると認める場合は、所定の期間内に本校校長にこれを提出し、本校において志願変更を認められた者の入学志願書類の返却を受けるものとする。この場合、入学検査料は返却しない。なお、郵送による志願変更の受付及び入学志願書類の返却は、原則として行わない。

オ 志願変更をする者は、返却された入学志願書に変更すべき事項（※印の欄）を記入し、「3一般選抜」の「(6) 出願手続」に準じて入学志願書類（同一課程への志願変更をする場合、入学検査料は不要）を所定の期間内に志願変更先高等学校長に提出すること。ただし、第二志望のみの変更については、本校校長に志願変更願（第6号様式）で申し出るだけでよい。

(8) 選抜の方法

ア 選抜は、調査書（第4号様式）、学力検査の成績（各教科配点60点）及び面接等の結果を基にして選抜を行う。

イ 選抜は、調査書及び学力検査等の成績等を資料として行い、調査書と学力検査等の成績との比重は4対6とする。

(9) 学力検査

ア 学力検査の期日及び時間割等 ※受検会場に時計はありません。

	出席点検 指示説明	第1時限 10:00～10:50	第2時限 11:15～12:05		第3時限 13:15～14:05
第1日目 3月4日（水）	9:00～体育館集合 9:45～各検査場入場	国 語	理 科	昼 食 (55分)	英 語
第2日目 3月5日（木）	9:45～各検査場入場	社 会	数 学		13:10 ～ 面 接

イ 所持品の取扱い

(ア) 受検者は検査時間中、次のものを携行すること

- ・HB以上の濃さの黒鉛筆（シャープペンシルも可。鉛筆は和歌・格言等が印刷されているものは不可。）
- ・プラスチック製の消しゴム
- ・定規（三角定規は可。ただし、分度器及び分度器機能付き定規、三角スケールは不可。）
- ・コンパス（分度器機能付きは不可。）

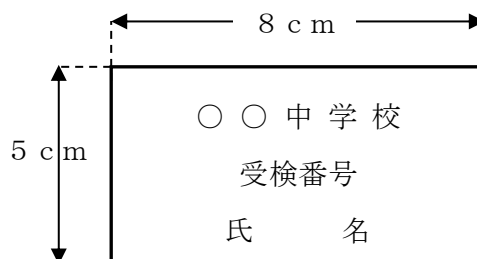
(イ) 受検生は検査時間中、携行品以外に次のものを机の上に置くことができる。

- ・鉛筆キャップ
- ・鉛筆削り（電動式・大型のもの・ナイフ類は不可。）

- ・時計（ただし、辞書、電卓、端末等の機能があるもの・キッチンタイマー・大型のものは不可。通信機能を持つウェアラブル端末等も不可。）
- ・眼鏡、ハンカチ（無地のタオルを含む）、目薬、ティッシュペーパー（袋又は箱から中身だけを取り出したもの）

(ウ) 名札

- ・右記の名札を受検当日生徒が着用すること
- ・中学校側で「Web出願システム」から出力される名札を準備すること。
- ・「Web出願システム」が利用できず、名札の出力ができない者は、右記に示す規格で作成すること。
- ・名札の裏にはお守りやシール等を貼らないこと。



ウ 注意事項

- (1) 受検生は各人の受検番号と受検する教室を以下の時間帯に確認しておくことができる。

検査場下見 令和8年3月3日（火）の午後4時から午後5時までの間

- (2) 受検の際は、すべて監督者の指示に従うこと。
- (3) 監督者の「始め」、「やめ」の合図を十分に守ること。
- (4) 早くできても、「退場」の合図があるまでは離席しないこと。
- (5) 問題の解答は、注意事項や問いをしっかりと読んでから始めること。
- (6) 書き損じた場合は消しゴムでしっかり消してから、それぞれの欄にはっきりと書くこと。
- (7) 検査中は、質問を許さない。ただし、印刷に不明瞭なものがある場合は、無言で挙手すること。
- (8) 検査中にトイレに行きたくなった時、又は健康状態に異常が生じた場合は無言で挙手すること。
- (9) 弁当を持参すること。

エ 検査の場所

- (ア) 原則として本校とする。

- (イ) 通学区が広域にわたる高等学校への志願者又は特別に指定する地域からの志願者は、次の委託検査場又は出張検査場で受検することができる。

a 委託検査場

名護高等学校	宮古高等学校
久米島高等学校	八重山高等学校
知念高等学校（久高中学校出身の志願者に限る。）	
その他県教育委員会が必要に応じて設置する委託検査場	

b 出張検査場

特別に指定する地域	検査場	特別に指定する地域	検査場
伊平屋村	伊平屋村離島振興総合センター	渡嘉敷村	渡嘉敷中央公民館
伊是名村	伊是名村産業支援センター	座間味村（阿嘉・慶留間を除く）	座間味中学校
伊江村	伊江村農村環境改善センター	阿嘉・慶留間	阿嘉中学校
北大東村	北大東村人材交流センター	多良間村	ふれあいフクギ館
南大東村	南大東村立多目的交流センター	西表	竹富町離島振興総合センター
栗国村	栗国村東ふれあいセンター	波照間	はてるまふれあいセンター
渡名喜村	渡名喜村多目的活動施設	与那国町	与那国中学校

(10) 面接等

令和8年3月5日（木）午後1時10分より全志願者を対象に行う。ただし、特色選抜において、本校を受検した志願者は一般選抜の面接を免除する。

(11) 合格発表

令和8年3月17日（火）午前9時に本校において発表（掲示）し、出身中学校長を通して本人に通知する。また、本校ホームページにおいても合格者の受検番号を掲載する。

※当日、合格者は制服・体育着の採寸を行う（離島・北部、県外の受検生は、合格者オリエン

テーションでの採寸が可能)。

なお、中学校においては、合格者について次の書類を3月27日(金)までに郵送にて提出すること。何かあれば問い合わせすること。

- (ア) 中学校生徒指導要録の抄本又は写し。
- (イ) 生徒健康診断票及び歯の検査票。
- (ウ) キャリアパスポート(小6―6、中3―5)。

(12) 合格者オリエンテーション(全合格者対象)

令和8年3月27日(金)本校体育館にて午後1時～2時頃予定。合格者は必ず保護者同伴で参加すること。

4 第2次募集

本校校長は、全学科(国際文科、理数科、普通科)のうち、合格者が募集定員に満たない学科において、第2次募集を行うものとする。

(1) 出願資格

県立高等学校入学者選抜のための学力検査を受検し、県立高等学校に合格しなかった者。ただし、今年度本校において学力検査を受検した学科(第二志望含む)に再出願することはできない。

(2) 出願期間

ア 第2次募集の出願期間は、令和8年3月18日(水)及び3月19日(木)の2日間とする。

郵送の場合もこの期限までに必着のこと。ただし、特別の事情があつて遅れることが予想される場合は、中学校等を通じて、本校校長にその旨連絡すること。

イ 受付時間は、1日目は午前9時から午後4時、2日目は午前9時から午後2時までとする。

(3) 出願手続

(ア) 志願者は次の書類に入学考査料を添えて出身中学校等の校長に提出しなければならない。この場合、入学考査料は減額する。

a 第2次募集入学志願書(第8号様式)

b 確約及び証明書(第5号様式) ただし、「通学区域に関する規則」別表第2の地域及び久米島、宮古島、石垣島から出願する者。

* 沖縄県立高等学校の通学区域に関する規則 別表第2(第2条関係)

伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町(水納中学校区域のみ)、うるま市(津堅中学校区域のみ)、南城市(久高中学校区域のみ)、南大東村、北大東村、座間味村、渡嘉敷村、粟国村、渡名喜村、多良間村、竹富町、与那国町

c 入学考査料減免申請書(第10号様式) * 領収書不要

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則に基づく。

(イ) 出身中学校等の校長は、志願者に係る次の書類に入学考査料を添えて本校校長に出願期間内に一括して提出するものとする。

a 第2次募集入学志願書(第8号様式)

b 第2次募集志願者名簿(第9号様式)

c 調査書(第4号様式)(一般選抜で提出したものと同一のもの)

d 確約及び証明書(第5号様式)(前記4の(ア)のbで提出のあった者に限る。)

e 入学考査料減免申請書(第10号様式)

(ウ) 本校校長は志願者が学力検査を受検した高等学校長に次の書類の提供を求める。

a 学力検査成績証明書(第14号様式)

b 写真票(第3号様式)

- c 健康診断書（第12号様式）（一般選抜で提出のあった者に限る。）
- d その他の書類（自己申告書、県外からの入学志願のための許可願、配慮願等。一般選抜で提出のあった者に限る。）
- (エ) (ウ)の出願書類等の提供を求められた高等学校長は、当該志願者に係る前記(ウ)の書類を当該志願者の志願する第2次募集志願先高等学校長へ送付する。

(4) 志願変更及び手続

ア 志願変更

志願者は、入学志願締切りの後、志願した高等学校、学科又はコースを変更（以下「2次志願変更」という。）することができる。

イ 2次志願変更の日程

入学志願書取り下げ及び再出願期間

令和8年3月23日（月）午前9時から午後2時までとする。

ウ 2次志願変更をする者は、第2次募集志願変更願（第11号様式）に必要な事項を記入し、出身中学校等の校長に提出すること。

エ 出身中学校等の校長は、所定の期間内に本校校長に第2次募集志願変更願を提出し、入学志願書類（本校における学科の変更にあつては、第2次募集入学志願書。4の(4)のエ及びオにおいて同じ。）の返却を受けるものとする。この場合、入学検査料と入学検査料減免申請書は返却しない。なお、郵送による2次志願変更の受付及び入学志願書類の返却は、原則として行わない。

オ 2次志願変更をする者は、返却された第2次募集入学志願書に変更すべき事項（※印の欄）を記入し、「4 第2次募集」の「(4) 出願手続」に準じて入学志願書類（同一課程への志願変更をする場合、入学検査料は不要）を所定の期間内に志願変更先高等学校長に提出すること。ただし、**第二志望のみの変更については、本校校長に第2次募集志願変更願（第11号様式）で申し出るだけでよい。**

(5) 選抜の方法

選抜は、学力検査成績証明書（第14号様式）、調査書（第4号様式）、面接等の結果等を資料として行う。学力検査成績証明書（第14号様式）については、一般選抜の学力検査（各教科配点60点）のうち、思考力等を問う記述式問題以外の得点（各教科配点50点）を記載するものとする。

(6) 面接等

日時 令和8年3月25日（水） 午前10時集合 本校1階事務室前

場所 本校内

(7) 合格発表

令和8年3月27日（金）午前9時に本校において発表（掲示）し、出身中学校長を通して本人に通知する。また、本校ホームページにおいても合格者の受検番号を掲載する。

※当日、合格者は制服・体育着の採寸を行う（離島・北部、県外の受検生で、都合により合格者オリエンテーションに参加できない場合は、電話連絡の上、今後の日程を確認すること）。

なお、**中学校においては、合格者について次の書類を3月31日（火）までに郵送にて提出すること。**何かあれば問い合わせすること。

(ア) 中学校生徒指導要録の抄本又は写し。

(イ) 生徒健康診断票及び歯の検査票。

(ウ) キャリアパスポート（小6―6、中3―5）。

(8) 合格者オリエンテーション(全合格者対象)

令和8年3月27日（金）本校体育館にて**午後1時～2時頃予定**。合格者は必ず**保護者同伴**で参加すること。

(9) 入寮について

一般選抜後に定員に達した場合は、第2次募集後の入寮募集は行わない。

5 追検査

インフルエンザなど学校保健安全法で出席停止の扱いが定められている感染症、急な入院等、やむを得ない事由により、学力検査等（以下、「本検査」という。）の全部又は一部を受けることができなかった者は、追検査を受検することができる。

(1) 検査の場所 本校

(2) 申し出等の日程及び手続

ア 申し出期間は、令和8年3月4日（水）及び3月5日（木）の2日間とする。

イ 受付時間は、令和8年3月4日（水）午前9時から午後4時、令和8年3月5日（木）午前9時から正午までとする。

ウ 追検査の対象に該当し、受検を希望する者は、申し出期間内に出身中学校等を通じて、「追検査受検希望届」（追検第1号様式）に本検査を受検できなかったことを証明する書類を添えて、本校へ提出すること。

(3) 追検査の期日及び時間割等

3月9日(月)	第1時限 9:00～9:50	第2時限 10:05～10:55	第3時限 11:10～12:00		第4時限 13:00～13:50	第5時限 14:05～14:55	15:15
8:15～事務室 前集合 8:45～検査場 入場	国語	理科	英語	昼食	社会	数学	面接

(4) 所持品の取扱い 「3 一般選抜」の「(9) 学力検査 イ 所持品の取扱い」に同じ。

(5) 合格発表 「3 一般選抜」の「(11) 合格発表」に同じ。

(6) 合格者オリエンテーションは、令和8年3月27日（金）本校体育館にて午後1時～2時頃予定。合格者は必ず保護者同伴で参加すること。

6 調査書

(1) 調査書（第4号様式）の作成方法は、教育長が別に定める。

(2) 本校校長は、出身中学校等の校長の提出した調査書（第4号様式）に疑義があるときは、必要に応じて資料の提出等を求めることができる。なお、虚偽の報告によって入学を許可された者については、入学を取り消すことができる。

7 帰国子女等の入学者選抜に係る取扱い

(1) 帰国子女等については、入学定員の枠、通学区域等について弾力的に取扱い、選抜の方法、学力検査等についても可能な限り配慮するものとする。

(2) 志願者のうち、帰国子女等について、県立高等学校受検への配慮を必要とするものは、「学力検査等に際しての配慮願い書」（参考様式2）を中学校等の校長を経て本校校長に提出することができる。

(3) 志願者から配慮願い書が提出された場合は、提出された書類等を基に審査の上、配慮することができる。

8 不登校生徒等の入学者選抜に係る取扱い

(1) 志願者のうち、欠席又は出席扱いが多い等の理由を説明する必要があると認められるものは、自己申告書（第13号様式）を中学校等の校長を経て本校校長に提出することができる。

自己申告書（第13号様式）の記入は、志願者及び保護者の直筆とする。提出にあたっては、厳封してもよい。その際、封筒の表に、中学校名、本人氏名を記入すること。

(2) 志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜資料に加えるものとする。

9 障害等のある生徒の入学者選抜に係る取扱い

(1) 障害等のある生徒の県立高等学校受検の配慮については、「障害のある生徒の学力検査等に際しての配慮願い書」（参考様式1）に必要事項を記入し、障害・疾病等にかかる診断書もしくは、身体障害者手帳等の写しを中学校等の校長を経て本校校長に提出することができる。

(2) 志願者から配慮願い書が提出された場合は、提出された書類を基に審査の上、配慮することができる。